

利益相反管理方針

フィリピン・ナショナル・バンク東京支店

1. 目的

金融機関の提供するサービスの多様化や、世界的な金融コングロマリット化の進展に伴い、金融機関内または金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっています。

こうした状況の中で、フィリピン・ナショナル・バンク東京支店（東京支店名古屋出張所を含みます。以下「当支店」）においても、顧客の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理することが求められています。

当支店は、銀行法上の外国銀行支店ですが、同法に基づく利益相反管理体制の整備において求められている利益相反管理方針（以下、「本方針」）を策定いたしました。

2. 利益相反のおそれのある取引

2. 1 対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は当支店、当行（当支店を除く）、当支店を所属銀行とする銀行代理業者または当行の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引のうち、顧客の利益を不当に害するおそれのある取引（以下、「対象取引」）をいいます。

利益相反は、①当支店、当行または当行の親金融機関等若しくは子金融機関等と顧客の間の利益相反、または②当支店、当行、または当行の親金融機関等若しくは子金融機関等の顧客と他の顧客との間等で生じる可能性があります。

「顧客」とは、当支店、当行、当行の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う「銀行関連業務」に関して、①既に取引関係のある顧客、または②取引関係に入る可能性のある顧客をいいます。ただし、国内業務（当支店が日本国内において行う業務をいいます。）と関連性が認められない顧客を除きます。

「銀行関連業務」とは、「銀行が営むことができる業務」をいいます。具体的には、固有業務（預金・融資・為替取引）（銀行法10条1項）のほか、付随業務（同条2項）、他方金商業等（同法11条）や法定他業（同法12条）など、およそ銀行が営むことができる業務が含まれます。

2. 2 利益相反のおそれのある取引の類型・判断基準

「利益相反のおそれのある取引」の類型としては、以下のようなものが考えられます。これらの類型は、あくまで「利益相反のおそれのある取引」の有無の判断基準

に過ぎず、これらに該当するからといって直ちに「利益相反のおそれのある取引」となるわけではないことに留意する必要があります。なお、必要に応じ、将来の追加・修正があり得ます。

- ① 助言やアドバイスを通じて、顧客が自己の利益を優先させてくれると合理的な期待を抱く場合。
- ② 顧客の犠牲により、当支店が経済的利益を得るかまたは経済的損失を避ける可能性がある場合。
- ③ 顧客以外の者との取引に関連して、通常の手数料や費用以外の金銭、財貨若しくはサービスの形で誘引を得る場合、または将来得ることになる場合。
- ④ 当支店が保護すべき顧客の取引相手の側に立つ取引をする場合。
- ⑤ 当支店が保護すべき顧客の非公開情報の利用等を通じ、自己の利益を得る取引をする場合。
- ⑥ 当支店が同一取引に複数の立場で関与することにより、通常の見取と同様の条件の取引が期待できない場合。

なお、当支店は、利益相反に該当するか否かの判断において、当支店および当行グループのレピュテーションに対する影響がないか等の事情も総合的に考慮いたします。銀行法、金融商品取引法その他の法令上で禁止されている行為は本方針の対象となっておりません。

3. 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

当支店は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合、次に掲げる方法その他の方法を選択し、または組み合わせることにより当該顧客の保護を適正に確保します。（次に掲げる方法は具体例に過ぎず、下記の措置が採られるとは必ずしも限りません。）

- ・ 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法
- ・ 対象取引または当該顧客との取引の条件または方法を変更する方法
- ・ 対象取引または当該顧客との取引を中止する方法
- ・ 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法（ただし、当行または当行の親金融機関等若しくは子金融機関等が負う守秘義務に違反しない場合に限りませ

4. 利益相反管理体制

当支店のコンプライアンス部を利益相反管理統括部署とし、コンプライアンス部長をその長とします。利益相反管理統括部署は営業部門からの独立性を保障され、具体的な案件の処理について営業部門からの指揮命令を受けることはありません。利益相反管理統括部署は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当支店の管理体制を統括します。

以上